

令和6年度定員超過補助者雇上費補助金について

資料3-6

1 概要・目的

保育士の負担軽減のため給付上の配置職員以外に保育補助者の雇上費用を支援

2 対象施設

4月1日時点で、**1～2歳**の合計定員を超えて「一定割合」の受入を行う保育所

- (1) 「一定割合」とは、**108%以上**とします。
- (2) 条例及び要綱に規定する面積等の基準により、当該割合の受入れが困難な場合には、その面積基準内の可能な限りの受入で可とします。
- (3) 地域型保育事業の連携施設において3歳児の受入枠を確保している場合は、受入枠を確保した上で面積基準内の可能な限りの受入で可とします。
- (4) 入園辞退等により、保育園側が関与しえない事由で年度初日時点において108%に満たない場合には、特例として5月又は6月初日時点での受入れとなっても対象とします。

3 補助要件

次に掲げる①、②のいずれかに該当する者が、③と④を同時に満たした場合

- ①保育士資格を有していない者が、保育に関する40時間以上の実習を受けた場合あるいはこれと同等の知識及び技能があると都道府県等が認める場合
- ②現に保育士として就業していない保育士（補助対象期間は1年限定） **【追加】**
- ③4月から1～2歳の定員を超えた受入れの支援に当たる
- ④通年で子どものための教育・保育給付費等の支給対象とならない

4 補助上限額（令和6年度） 予定

- (1) 定員120人以下の施設は1施設当り年額2,338千円
- (2) 定員121人以上の施設は1施設当り年額4,676千円

令和6年度定員超過補助者雇上費補助金について

資料3-6

5 令和6年度 補助金交付に係る年間スケジュール（予定）

	6月	7月	8~10月		3月	翌年度 4・5月
事業者	交付申請 ↑ ↓					変更交付申請 実績報告
川崎市	交付申請 提出案内		概算払	→	実績報告 提出案内	↑ ↓ 精算

※国の動向等に応じて変動が生じる可能性があります。

6 令和5年度 実績報告時の注意点

	交付決定時	年間人件費	上限額	補助金の増減	提出書類
①	¥1,800,000	¥1,500,000	¥2,309,000	¥-300,000	実績報告書
②	¥2,000,000	¥2,500,000		¥309,000	変更交付申請書 実績報告書
③	¥2,264,000	¥2,300,000		¥36,000	変更交付申請書 実績報告書
④	¥2,264,000	¥2,264,500		±0	実績報告書

※交付決定額<実績額となる場合は、**変更交付申請書+実績報告書**の2点を提出してください。